包括

いきいき

通信　NO.７４

介護サービスを受けるには？

**介護サービスを受けるための申請からサービス利用までの流れを見てみましょう。**

**長寿介護課に申請をする**

**●申請に必要な物**

・申請書（玉野市長寿介護課や地域包括支援センタ**ー**にあります）

**●申請時に申請書と一緒に持参する物**

・介護保険証（紛失の際は再発行可能）

・健康保険の保険証（マイナンバーなど）

**相談する　ち**

**認定調査を受ける**

調査員が自宅などに訪問し、心身の状態などについて聞き取ります。

**審査・判定される**

**在宅サービスを利用**

２

３

４

本人や家族が申請できんときは、地域包括支援センターが代行してくれるんじゃ。助かるのぅ。

**訪問調査**

かかりつけ医に、

本人や家族が依頼します。

**主治医意見書**

わしの体のことをよく知っとるお医者さんにお願いしたらええんじゃな。

**一般介護予防事業（住民主体の通いの場）を利用**

住民主体の通いの場は、高齢者みんなが対象じゃ。わしも通いの場に

行って元気になるでぇ。

介護サービスを受けなくても、一般介護予防事業に参加して、介護予防に取り組むことができますよ。

介護保険を申請すると医療保険でのリハビリが継続できない場合があります。

１

最近足腰が弱ってきてのぅ。どうしたらええんじゃろう。

**（地域包括支援センター℡0863‐33‐6600）**

**施設に入所**

**する**

入所できる施設は介護度などに　よって異なります。介護認定がなくても入所できる施設もあります。

・玉野市長寿介護課

・地域包括支援センター

①調査結果からコンピュータ判定が行われます。（一次判定）

②一次判定や主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護区分の判定がされます。（二次判定）れます専門家が審査する。

**認定結果が**

**郵送で通知される**

５

・通所介護

・通所リハビリ

・訪問介護

・訪問看護

・福祉用具の

　貸与と購入

　　　　　など

認定結果により使えるサービスが違います。

詳しくは担当ケアマネジャーまでご相談ください。

**通いの場**

申請から認定の通知までは原則30日以内に行われます。

介護サービスを受けたい。

**いきいき健康ウォーク**

**いきいき**

**百歳体操**

**ふれあい・いきいき**

**サロン**

**要介護１～**５

介護予防に取り組みたい。

困ったのぅ

**要支援１・**２

**非該当※**

※基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方のみ

**ケアマネジャーを決めます**

社協だより